

岩手県告示第 932 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 9 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
有限会社さんぺい薬局	盛岡市大館町 26 番 2 号	平成 18 年 8 月 31 日
佐野内科・脳神経クリニック	盛岡市山岸三丁目 2 番 1 号 山岸中央ビル	平成 18 年 8 月 7 日